

第1問

化学製品を製造する甲会社を経営するXは、平成8年9月初旬から平成10年6月末までの間、塩化メチル水銀を含有する排水をP川河口海域に排出し、もって同海域に生息する魚介類を汚染した。そして、Aは、出生に先立つ胎児段階において、Aの母親であるBが右メチル水銀によって汚染された魚介類を摂食したため、胎内で右メチル水銀の影響を受けて脳の形成に異常を来した。その後、平成9年8月28日、Aは、出生はしたものの、健全な生育を妨げられた上、平成22年6月10日、いわゆる水俣病に起因する栄養失調・脱水症により死亡した。

Xの罪責を述べよ。なお、特別法の検討はしなくてよい。

参考判例：最高裁第三小法廷 昭和63年2月29日